

くらしを支える税

第2号

平成22年4月1日
北見税務署

4月20日(火)～4月30日(金)は「全道春の火災予防運動」です。

「火の取扱いには十分注意を！！」ということで今回は「消防・救急」と「税」についてです。

税のネタ帳 ～北見地区消防組合～

北見地区消防組合は、北見市、訓子府町、置戸町の火災予防・消火活動や救急業務など人命や財産を守り、**私たちが安心して暮らすための仕事**をしています。

日本における消防(消火)や救急車の出動は**タダ?**ですが、なぜでしょうか?それって当たり前でしょうか…?

それは皆さんが負担した「税」で賄われているからです(ですから考え方によってはタダではありません)。

それではなぜ「消防・救急」は税で賄うの? それは火災があった場合にすぐに消火にいける場所に消防署を設置し、24時間体制で消火・救急に対応しなければ、私たちの「安全で安心した暮らし」が守られないからです。

もし、仮に「消防・救急」が営利を目的とした一般企業、例えば(株)消防・救急サービスといった企業が行うとしたらどうなるでしょう?(下表「平成20年分北見地区消防組合内の火災と救急」を参考に考えてみてください)

北見地区消防組合内の1市2町の平成20年度の一般会計予算には**23億以上の消防費**が計上されており、平成20年中にあった1市2町内の火災件数は**78件**です。単純に計算すると火災1件当たり約3,000万円掛かっています。もちろん北見地区消防組合では防災(火災予防等)や救急活動も行っていますので、消防費予算の全てが火災の消火に掛かっているわけではありませんが、消火には莫大なお金が掛かることはお分かりいただけると思います。

話は戻って、もし、一般の営利企業が消火をしたら、火災を発生させた人は3,000万円もの消火料を払わなければなりません。払えないからといって消火をしないと街中に火災が拡がり、私たちの安全な暮らしが守られなくなるからです。ですから北見地区消防組合(消防署)は公共サービスの一つとして税金で賄われています。

平成20年分北見地区消防組合内の火災と救急 【北見地区消防組合HPほか】

区分	市町	北見市	訓子府町	置戸町	合計
火災件数(件)		67	6	5	78
死者数(人)		1	-	-	1
負傷者数(人)		13	-	-	13
救急車出動(件)		3,989	173	145	4,307
搬送人員(人)		3,723	166	139	4,028
消防費予算(百万円)		2,017	151	157	2,325



**私たちの安全を守るためにも
「税金」は使われています！**

※各市・町の消防費予算は平成20年度当初予算【各市・町広報誌より】

佐呂間町は、「遠軽地区広域組合消防」により安全な暮らしが守られており、平成20年分の消防費予算は2億22百万円です。(広報サロマより)

救急車の利用料金って…

日本では救急車を利用しても無料ですが、欧米諸国を中心に有料の国も多く、出動1回につき30,000～50,000円が請求されるようです。

◎外国の救急車の値段

※料金は概算です

国名	都市名	基本料金(円)※	追加料金(円)※
アメリカ	ニューヨーク	25,000	600/マイル
	サンフランシスコ	38,500	1,400/マイル
イギリス	ロンドン	無料	-
ドイツ	フランクフルト	22,000～73,000	-
スイス	ジュネーブ	41,000～57,000	-

学級担任の先生・社会科の先生に『税』の話題を提供！

参考までに

Q 消防車っていくらの？

A 消防車といっても、ポンプ車・タンク車からはしご車・化学車・救急車など数多くの種類があります。

また、同じ種類でも大きさやはしごの伸びる長さ、積んでいる装備の違いで価格も変わるようです。

ごく大ざっぱにいうと、ポンプ車は 3,000 万円から、タンク車は 5,000 万円、はしご車は伸びる長さで差があり、15m のもので 8,000 万円、50m のもので 1 億円超のようです。

Q 消火に使った水の水道代は誰が払うの？

A 消防水利の種類には、上水道消火栓、防火水槽、プールなどの人工水利と、河川、池、湖、沼などの自然水利があります。

結論から言いますと、火災現場等で上水道消火栓を使用した場合でも水道代は誰も払いません。

水道法 24 条では、「水道事業者は、当該水道に公共の消防のための消火栓を設置しなければならない。」とあり、また、「水道事業者は、公共の消防用として使用された水の料金を徴収することができない。」と定められていますので、消火にかかった水道代は誰も払わなくてよいようです。

税のネタ帳(歴史編) ~ 日本の税はいつ頃からあったの...? ~

3世紀(弥生時代)には既に税金があった!?

中国の古い歴史書「魏志倭人伝」の中に『租賦を収む』とあり、3世紀ころ女王卑弥呼が支配する邪馬台国では、税を集めていたことが記されており、これが日本の税のことを記した最も古い記事といわれています。

弥生時代の税は、今のようにお金で納めたのではなく、水田でとれた収穫物の一部を納めていたようです。

また、用水路を作ったりする共同作業も税のひとつと考えられていたようです。

租税教室Q&A ~ 税金はなぜ50種類も...? ~

Q なぜ50種類も税金があるのですか？(税金の種類を1つにまとめることはできないのですか？)

A 税金は、国民が国や地方公共団体(道や市町村)からいろいろな公共サービスを受けるための大切な財源であり、国民みんなが公平に負担する必要があります。公平に負担してもらうためには、1種類や2種類の税金ではできません。例えば、働く人が収入に応じて納めている所得税だけにした場合、所得税は一定の収入以下であれば納めなくてもよいことになっていることから、公共サービスを同じように受けていても、税金を納めなくてもよいことになってしまいます。また、法人税がなければ儲かっている会社も、税金を納めなくてもよいことになります。

また、特定の公共サービスを提供するための財源として納める税金もあります。例えば道路の整備のために使われる揮発油税、自動車重量税、軽油引取税などです。

「租税教育に関するアンケート」にご協力ください！

税務署では、2月24日北見税務署管内の小・中学校に「租税教育に関するアンケート」を送りました。

「租税教室」の講師派遣希望も伺っております。

ご協力をお願いします！

『税に関する資料がほしい』

『「くらしを支える税」でこんな話を取り上げてほしい』

など、皆様のご意見・ご要望をお待ちしています。

【お問い合わせ先】

北見税務署 税務広報広聴官 栗田 浩

北見市青葉町3番1号 TEL 0157-23-9160【直通】